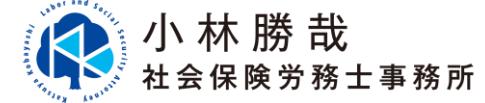


障害年金制度勉強会資料



小林勝哉
社会保険労務士事務所

障害年金制度勉強会

2025年11月6日

小林勝哉社会保険労務士事務所



小林 勝哉
社会保険労務士事務所

自己紹介

小林勝哉

小林勝哉社会保険労務士事務所 代表 特定社会保険労務士

62歳で社労士試験に合格。一人を大切にシニアの心のわかる社労士として、新宿区で開業。

障害年金相談員や70歳雇用推進プランナーとして、年間100件 以上のご相談に対応。

IT・デジタル分野では、元NTTのIT専門家としての経験を活かし、厚労省委託事業 テレワーク相談センターの専門相談員・テレワークマネージャーをはじめ、IT×法律で新たな事業価値の創造に挑戦。

近著は、「社労士 45歳からの合格・開業のリアル」（中央経済社 編）。





目次

障害年金の概要と支給要件の実例

- 1) 公的年金制度の仕組み
 - 2) 障害年金の概要
 - 3) 障害年金の3つの受給要件
 - 4) 障害年金の請求
 - 5) よくあるご相談事例
 - 6) 障害年金請求事例
- 参考情報

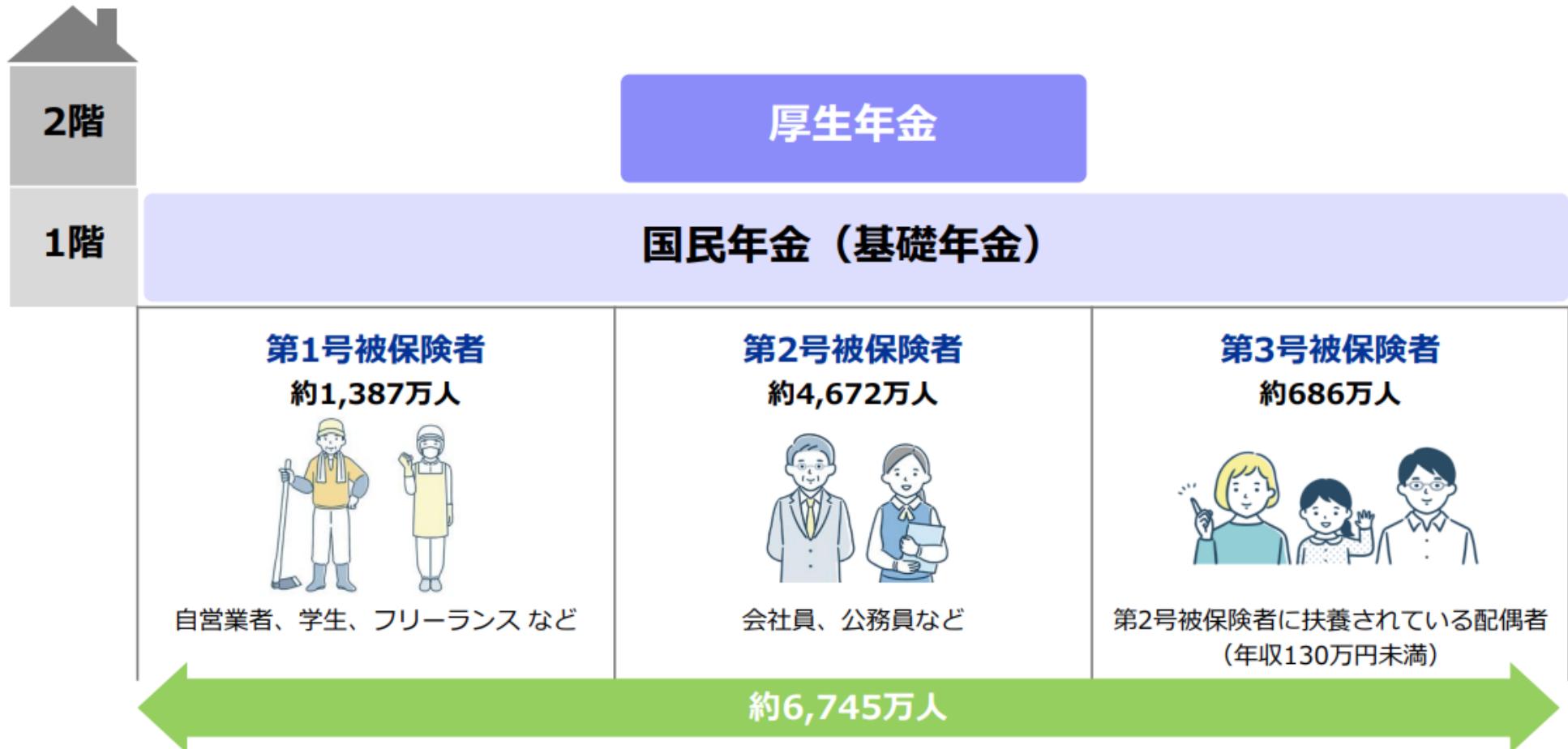


小林勝哉
社会保険労務士事務所

公的年金制度の仕組み

公的年金は2階建て構造

日本の公的年金制度は、20歳以上60歳未満のすべての方が加入する国民年金（基礎年金）と、会社員・公務員の方が加入する厚生年金の2階建て構造です。



公的年金は3種類

年を取ったら
受け取る

障害が残ったとき
に受け取る

働き手が亡くなったら
受け取る

老齢
年金

障害
年金

遺族
年金

(令和7年度の国民年金の一年間の受給額の例)

満額 831,700円

2級 831,700円

831,700円

1級は*1.25

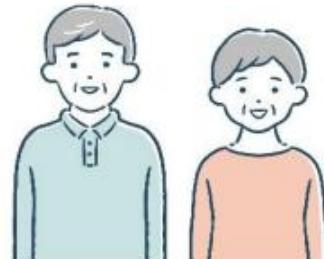
+子の加算

公的年金は「世代と世代の支え合い」（世代間扶養）

老齢年金
約4,014万人

障害年金
約236万人

遺族年金
約682万人



世代間扶養



現役世代 約6745万人の保険料 + 国の税金（基礎年金の給付額の1/2は国庫）

公的年金の規模

年金受給権者
約 4 0 0 0 万人

日本の人口の
約 3 割

年金支給額
約 5 3 兆円

日本の名目
DGP の 1 割

公的年金加入者
(保険料を払っている人)
約 6 7 0 0 万人

日本の人口の
約半分

保険料収入
約 4 0 兆円

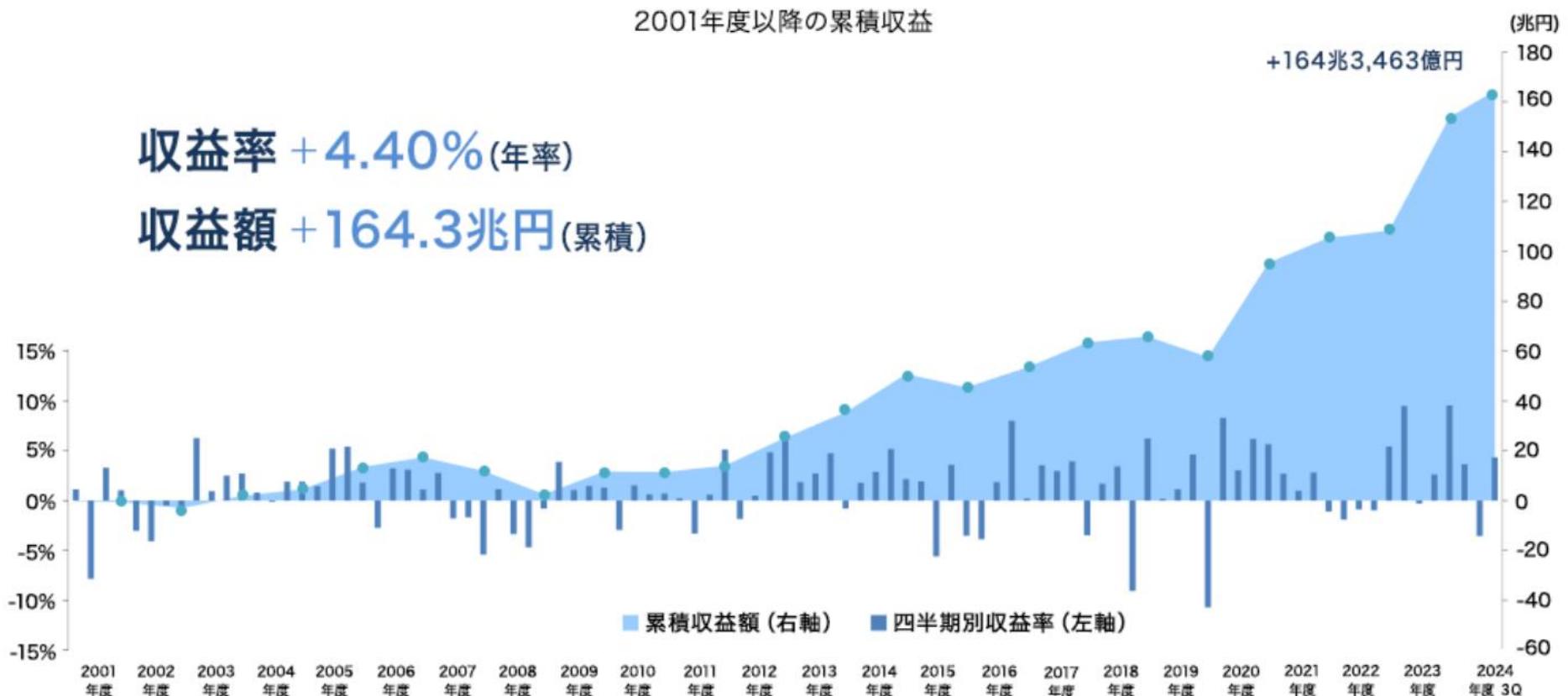
国庫負担分（税金）・
年金積立金運用収入
をプラス



公的年金支払いのための積み立て

国はGPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）を作り、2001年に100兆円から積み立てをスタートしました。

現在、年金支払いのための積み立て金は約264兆円あります。



ライフプランを視野に

公的年金だけだと2000万円足りないので？とのニュースがありました。

→ これは人生100年時代を見すえて、金融庁が試算した目安です。

一人一人の年金額は違い、将来に向けた選択肢の検討も大切です。

○公的年金は将来の生活の不可欠な柱として欠かせません。

+ a

・選択枝－1．企業年金を活用する（制度が無い会社もあります）

①確定給付企業年金

②企業型確定拠出年金

・選択枝－2．自分で貯める

①iDeCo（個人型確定拠出年金）

②民間の保険会社の年金（生命保険等）

③貯蓄（銀行預金等）年金ではない

④投資（NISA,株式等）

・選択枝－3．定年後も働く（健康で！）



小林 勝哉
社会保険労務士事務所

障害年金の概要



障害年金の種類

障害基礎年金

障害厚生年金

受給権者 約224万人

受給権者 約69万人



障害年金の等級

障害基礎年金



障害厚生年金



障害年金の額（障害基礎年金）

障害基礎年金（令和7年度）

等級	金額
1級 (昭和31年4月1日以前に生まれた方)	1,039,625円 (1,036,625円)
2級 (昭和31年4月1日以前に生まれた方)	831,700円 (829,300円)

子の加算（令和7年度）

子の数	金額
2人目まで	239,300円
3人目以降	79,800円

18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子、または20歳未満で障害等級1級または2級の子かつ、1年の収入が850万以下であること

※障害厚生年金には、子の加算はありません。



障害年金の額（障害厚生年金）

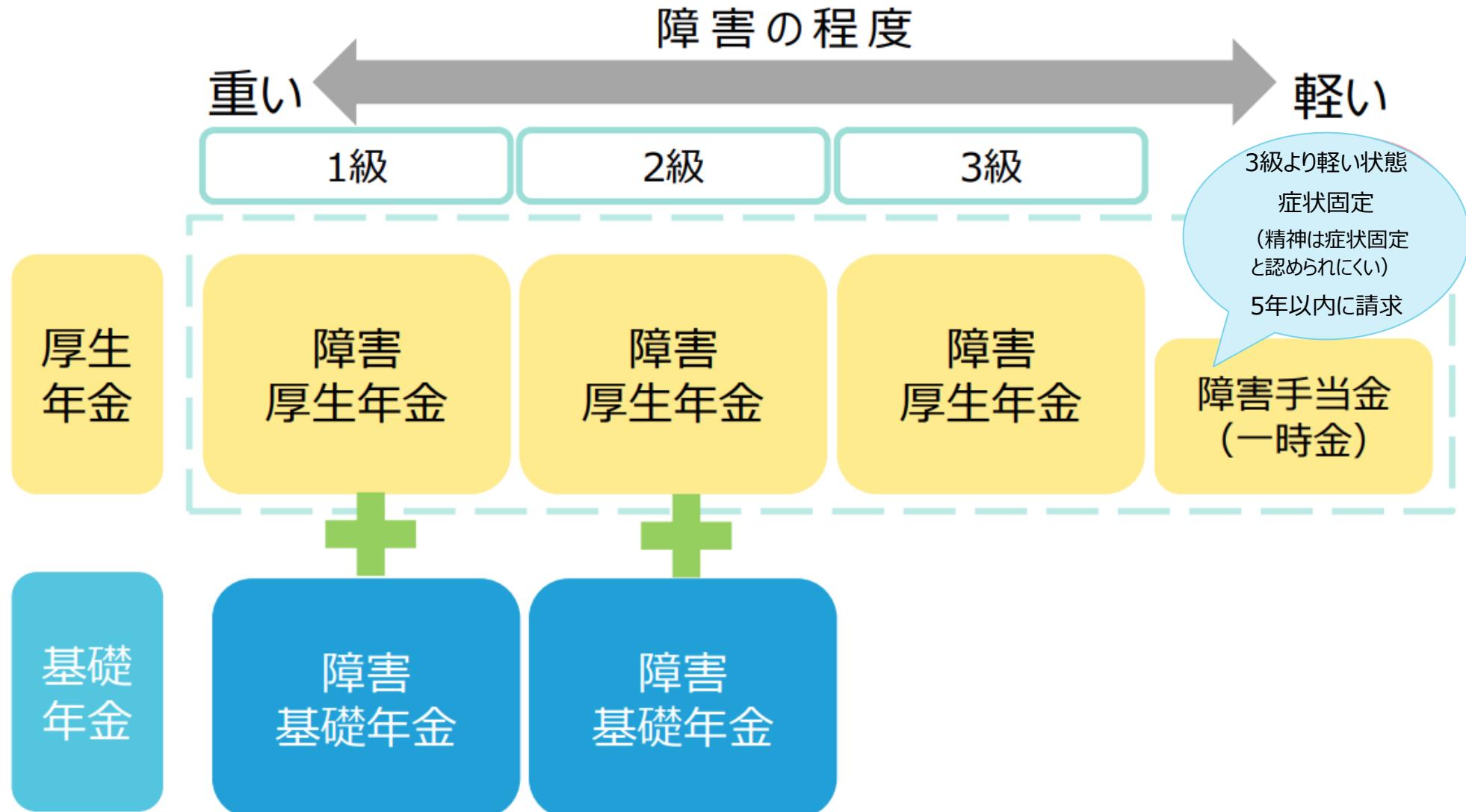
障害厚生年金

一定の計算式により算出された報酬比例部分
(1級の場合は、上記を1.25倍)

障害厚生年金の3級の場合

最低保障額：623,800円（令和7年度）
(昭和31年4月1日以前に生まれた方は622,000円)

障害年金の種類のまとめ



Point

障害厚生年金は、年金加入期間の合計が、300月（25年）未満の場合は300月とみなして計算されるので、加入したばかりでもしっかり保障されます！

障害の程度（めやす）

障害等級	障害の程度（めやす）
1級	一人ではベッドから降りられない程度
2級	一人では家から出られない程度
3級	(障害厚生年金のみ) 労働が著しい制限を受ける程度



小林勝哉
社会保険労務士事務所

障害年金の3つの受給要件



障害年金の受給要件（概要）

3つの要件をクリアする必要があります。

（1）（2）（3）のどれからクリアしてもかまいません。

（1）初診日要件

初診日が医療機関で証明してもらえること

（2）障害の程度

障害の程度を定める日（原則 1年6ヶ月後）に、

障害の程度がある程度の重い状態であること

（※めやす：2級 一人では家から出られない程度、など）

（3）保険料納付要件

「初診日の前日」において、保険料を正しく納付していること

障害年金の受給要件（詳細）

（1）（2）（3）のすべてに該当する方が、障害年金を受け取ることができます。

要件	障害基礎年金	障害厚生年金（障害手当金）
(1) 初診日要件	障害の原因となった病気やけがの <u>初診日が次のいずれかの間にであること。</u> <input type="radio"/> 国民年金加入期間 <input type="radio"/> 60歳以上65歳未満 <input type="radio"/> 20歳前	障害の原因となった病気やけがの <u>初診日が厚生年金保険の被保険者である間にであること。</u>
(2) 障害認定日要件	障害の原因となった病気やけがによる障害の程度が <u>障害認定日または20歳に達したときに、障害等級1級または2級に該当していること。</u>	<p>（障害厚生年金） 障害の原因となった病気やけがによる障害の程度が<u>障害認定日に、障害等級1級～3級に該当していること。</u></p> <p>（障害手当金） 障害の原因となった病気やけがが、<u>初診日から5年以内に治り、その治った日※に、障害の程度が障害手当金を受けられる程度であること。</u></p>
(3) 保険料納付要件	<u>保険料の納付要件を満たしていること。</u> ただし、20歳前に初診日がある障害基礎年金は納付要件は不要です。	<u>保険料の納付要件を満たしていること。</u>

※「治った日」には、症状が固定して、これ以上治療の効果が期待できない状態になった日（症状固定日）が含まれます

初診日要件

【障害年金の種類】

障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日をいいます

初診日が

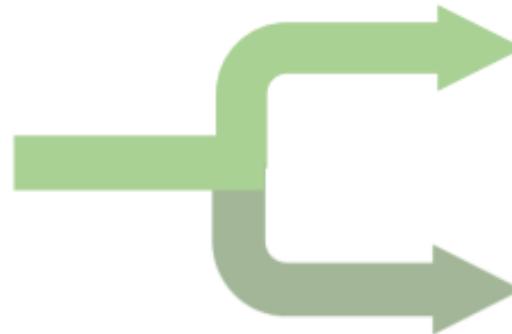
- ・国民年金加入期間
- ・60歳以上65歳未満
- ・20歳前



障害基礎年金

初診日が

- ・厚生年金保険の被保険者である期間



障害厚生年金

障害手当金

障害手当金は一時金となります。

初診日とは

障害の原因となった病気やけがについて、
初めて医師または歯科医師の診療を受けた日をいいます。
同一の病気やけがで転医があった場合は、
一番最初に医師または歯科医師の診療を受けた日が初診日となります。

(例外)

知的障害（先天性） … 出生日

※ ただし、知的障害を伴わない発達障害は、初めて医師等の診療を受けた日が初診日となります。

最初の傷病の初診日に遡る場合があります

相当因果関係とは

前の疾病（病気）または負傷（ケガ）がなかったならば、後の疾病が起らなかつたであろうと認められる場合に、前の疾病または負傷との間に、相当因果関係があるといいます。

通常、後の疾病に負傷は含まれません。障害の原因となつた傷病の前に、相当因果関係があると認められる傷病があるときは、**最初の傷病の初診日に遡ります。**

＜相当因果関係ありとして取り扱わることが多いもの＞ 前発の病気やケガの初診日

- ①事故または脳血管疾患による精神障害がある場合（高次脳機能障害など）
- ②肝炎と肝硬変
- ③結核の化学療法による副作用として聴力障害が生じた場合、など

＜相当因果関係なしとして取り扱わることが多いもの＞ 後発の病気の初診日

- ①高血圧と脳出血または脳梗塞、②糖尿病と脳出血または脳梗塞
- ③近視と黄斑部変性、網膜剥離または視神経萎縮



障害認定日要件（障害の程度）

障害認定日において、障害の程度（障害等級）が、障害基礎年金は1級～2級（障害厚生年金は1級～3級）に該当していること。

障害認定日とは？

▶ 障害の程度の認定を行う基準日のこと

- 請求する傷病の初診日から起算して1年6ヶ月を経過した日
- 請求する傷病の初診日から起算して1年6ヶ月以内にその傷病が治った場合には、その傷病が治った日

障害等級	障害の状態
1級	身体の程度の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が <u>日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度</u> のもの（身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできないもの）
2級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、 <u>日常生活が著しい制限を受ける程度</u> のもの（家庭内の極めて温和な活動（軽食作り、下着程度の洗濯等）はできるがそれ以上の活動はできないもの）
3級	<u>労働が著しい制限を受ける程度</u> のもの
障害手当金	<u>労働が制限を受ける程度</u> のもの

障害認定日において障害等級に該当しない場合には？

- 事後重症による請求**

その後障害の程度が悪化し65歳に達した日※の前日までの間に障害等級に該当する程度の障害の状態になった場合には、65歳に達した日の前日までの間に改めて請求することができます。

※65歳に達した日 = 65歳誕生日の前日

(出典)日本年金機構 年金制度説明会用資料

<https://www.nenkin.go.jp/service/learn/seidosetsuime.html>

障害等級認定基準

- ・ 国民年金・厚生年金保険 障害認定基準
- ・ 『国民年金・厚生年金保険 精神の障害に係る等級判定ガイドライン』、など

(ガイドライン抜粋) [表1] 障害等級の目安

程度 判定平均	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)
3.5以上	1級	1級 又は 2級			
3.0以上3.5未満	1級 又は 2級	2級	2級		
2.5以上3.0未満		2級	2級 又は 3級		
2.0以上2.5未満		2級	2級 又は 3級	3級 又は 3級非該当	
1.5以上2.0未満			3級	3級 又は 3級非該当	
1.5未満				3級非該当	3級非該当

《表の見方》

1. 「程度」は、診断書の記載項目である「日常生活能力の程度」の5段階評価を指す。
2. 「判定平均」は、診断書の記載項目である「日常生活能力の判定」の4段階評価について、程度の軽いほうから1～4の数値に置き換え、その平均を算出したものである。
3. 表内の「3級」は、障害基礎年金を認定する場合には「2級非該当」と置き換えることとする。

保険料納付要件

「初診日の前日」において、原則の要件、または特例の要件を満たしていること。

3分の2以上納付（原則）

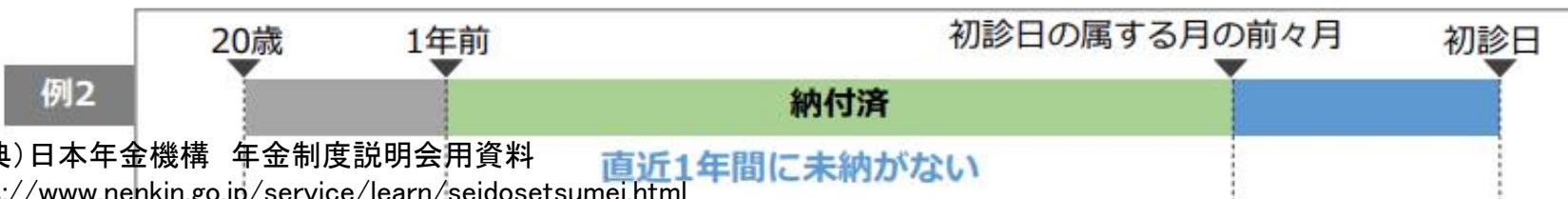
- ・ 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月（注1）までに国民年金の被保険者期間があり、当該被保険者期間のうち、3分の2以上の期間、納付済か免除されていること。

※ 納付しているとみなされるのは、保険料納付済期間と保険料免除期間（学生納付特例、若年者納付猶予を含む）の合計です。



直近1年間に未納がない（特例）

- ・ 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月（注2）までの直近の1年間に保険料の未納がない
- ・ すべてを満たす方
 - ・ 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月（注2）までの直近の1年間に保険料の未納がない
 - ・ 令和8年3月31日以前に初診日がある傷病によって障害が残った
 - ・ 初診日において65歳未満であること（初診日が65歳の誕生日の前々日以前）



障害年金の請求

障害年金の請求にあたって

1. 年金事務所などに早めにご相談ください。（予約が必要です。）
マイナンバーカード（または基礎年金番号）、病状がわかる書類、（お持ちの方は、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、療育手帳など）を持参しましょう。

障害年金ガイド



2. 一般的に、障害認定日以降3ヶ月以内の受診が必要です。

障害年金ガイド
令和7年度版

3. 必要書類をそろえてから手続きができます。

「障害年金請求書」、「受診状況等証明書」（医師が受診日と診断名を証明）、
「障害年金請求用の診断書」（8種類、医師がカルテに基づき診断内容を記載）、
「病歴・就労状況等申立書」（ご本人が作成、診断書に対応する人生記録）、など。

4. 支給決定（または不支給決定）まで数ヶ月かかります。

年金が支払われるまで

① 年金請求・年金額決定

② 年金証書送付

③ ②から概ね50日後に初回

国民年金・厚生年金保険年金証書					
年金の種類	基礎年金番号	年金コード			
支給権者の氏名					
被扶養者の生年月日	年 月 日	受給権を取得した年月	年 月	上記のとおり、国民年金法による年金給付・厚生年金保険法による保険給付を行うことに決定したことを証します。	
支給開始年月	年 月	支給停止年月	年 月	見本	
支給停止理由	支給停止期間	年 月 ～	年 月 まで	厚生労働大臣	
I. 厚生年金保険・年金決定通知書					
1. 年金の種類と年金決定の根拠となった厚生年金保険法の条文			厚生年金 厚生年金保険法 第 条の		
支給開始年月	基年とならぬ年齢(歳)	加給年金額(円)	被扶養者と同様の年齢(歳)	支給停止額(円)	年金額(円)
元号 年 月	(例) 50歳	(例) 100円	(例) 50歳	(例) 100円	(例) 100円
II. 加給年金額の内訳					
3. 加給額の内訳		5. 年度別課税額算定の内訳			
①厚生年金保険加入期間	月数	厚生年金保険の加入期間の種別	月数	年度別課税額(元年金額の割合)	月数
②厚生年金保険の被扶養加入期間	月数	①年金(15年3月までの期間)	月数	①年金(15年4月までの期間)	月数
③被扶養者の被扶養加入期間	月数	②年金(15年3月までの厚生年金保険期間)	月数	②年金(15年4月までの厚生年金保険期間)	月数
④被扶養者と同様の年齢(歳)	月数	③年金(15年4月までの被扶養者と同様の年齢(歳))	月数	③年金(15年3月までの被扶養者と同様の年齢(歳))	月数
⑤被扶養者と同様の年齢(歳)	月数	④年金(61年3月までの被扶養者と同様の年齢(歳))	月数	④年金(61年3月までの被扶養者と同様の年齢(歳))	月数
⑥被扶養者と同様の年齢(歳)	月数	⑤年金(61年4月～平成3年3月の期間又は被扶養者と同様であった厚生年金保険期間)	月数	⑤年金(61年4月～平成3年3月の期間又は被扶養者と同様であった厚生年金保険期間)	月数
⑦被扶養者と同様の年齢(歳)	月数	⑥年金(61年3月～1年3月までの期間又は被扶養者と同様であった厚生年金保険期間)	月数	⑥年金(61年3月～1年3月までの期間又は被扶養者と同様であった厚生年金保険期間)	月数
IV. 加給年金額計算書の内訳					
4. 加給年金額計算書(区分) 年 人		6. 年度別課税額算定書(区分) 年 人			
加給年金額計算書	(区分) 年 人	厚生年金保険の加入期間の種別	月数	年度別課税額(元年金額の割合)	月数
加給年金額計算書	(区分) 年 人	①年金(15年3月までの期間)	月数	①年金(15年4月までの期間)	月数
加給年金額計算書	(区分) 年 人	②年金(15年3月までの厚生年金保険期間)	月数	②年金(15年4月までの厚生年金保険期間)	月数
加給年金額計算書	(区分) 年 人	③年金(15年4月までの被扶養者と同様の年齢(歳))	月数	③年金(15年3月までの被扶養者と同様の年齢(歳))	月数
加給年金額計算書	(区分) 年 人	④年金(61年3月までの被扶養者と同様の年齢(歳))	月数	④年金(61年3月までの被扶養者と同様の年齢(歳))	月数
加給年金額計算書	(区分) 年 人	⑤年金(61年4月～平成3年3月の期間又は被扶養者と同様であった厚生年金保険期間)	月数	⑤年金(61年4月～平成3年3月の期間又は被扶養者と同様であった厚生年金保険期間)	月数
加給年金額計算書	(区分) 年 人	⑥年金(61年3月～1年3月までの期間又は被扶養者と同様であった厚生年金保険期間)	月数	⑥年金(61年3月～1年3月までの期間又は被扶養者と同様であった厚生年金保険期間)	月数
V. 国民年金・年金決定通知書					
1. 年金の種類と年金決定の根拠となった国民年金法の条文			基礎年金 国民年金法 第 条の		
支給開始年月	基年とならぬ年齢(歳)	加給額(円)	被扶養者と同様の年齢(歳)	支給停止額(円)	年金額(円)
元号 年 月	(例) 50歳	(例) 100円	(例) 50歳	(例) 100円	(例) 100円
VI. 支給停止理由					
支給停止理由	支給停止期間	年 月 ～	年 月 まで	加算額計算書 年 人	
VII. 年金の計算の基礎となった保険料納付済期間等の内訳					
3. 年金の計算の基礎となった保険料納付済期間等の内訳		4. 年度別課税額算定書の内訳			
国民年金の納付月	月(令和の1月を除く)	厚生年金の納付月	月(令和の1月を除く)	被扶養者の納付月	月(令和の1月を除く)
保険料の納付月	月(令和の1月を除く)	厚生年金の納付月	月(令和の1月を除く)	被扶養者の納付月	月(令和の1月を除く)
納付額(扶助)	月(令和の1月を除く)	共済組合	月(令和の1月を除く)	被扶養者の納付額(扶助)	月(令和の1月を除く)
等	月(令和の1月を除く)	全額免除	月(令和の1月を除く)	被扶養者の納付額(扶助)	月(令和の1月を除く)
※ 国民年金の保険料納付済期間等の第1号期間における免充額の()内の月数は平成21年4月以降の月数です。					
※ 被扶養者の種類は、裏面をご覧ください。 障害基礎年金・障害厚生年金の障害状況 被扶養者の種類 年 月					
上記のとおり決定しましたので 通知します。 見本 厚生労働大臣					

障害の認定は書類審査

1. 障害年金は、診断書等の書類審査により判定されます。（本人面接はありません。）

医学的な審査は医師が行います。

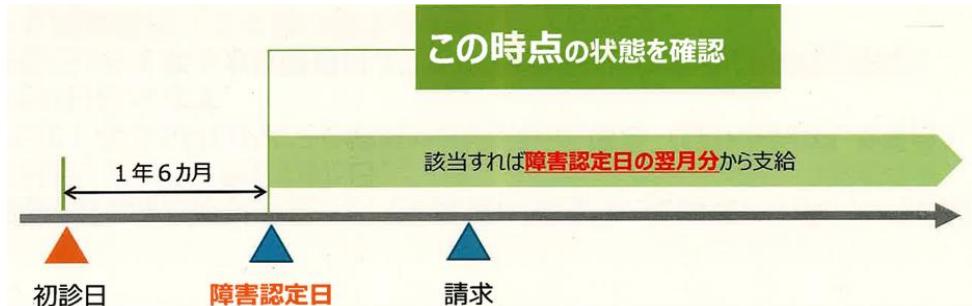
2. 療育手帳や精神保健福祉手帳の取得者でも、障害年金に該当するとは限りません。

3. 一般就労していることのみをもって、障害年金の審査が不利になることはありません。

請求方法

1. 障害認定日による請求（本来請求）

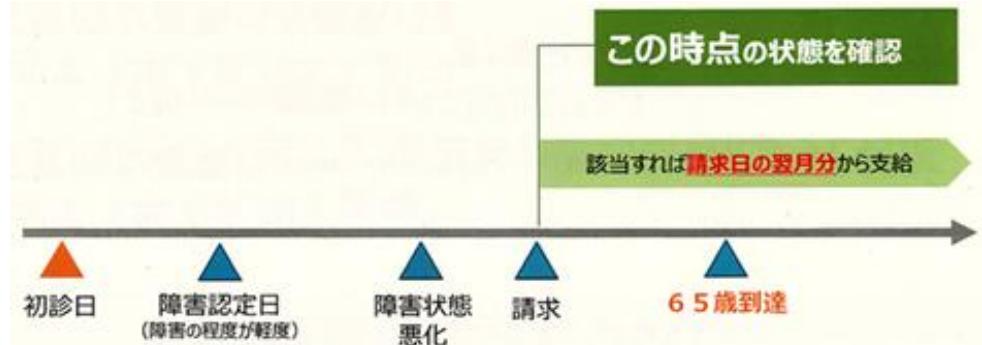
障害認定日の翌月分から支給



2. 事後重症による請求

障害認定日に障害の程度が軽い場合でも、障害の状態が悪化したとき、請求日現在の障害状態で年金請求すること。

→ 65歳の誕生日の前々日までに請求し、請求日の翌月分から支給



「いつ」の障害状態を確認するか？

1. 障害認定日の診断書

「障害認定日」とは？

初診日から起算して、1年6か月経過した日、

または、1年6か月以内にその病気やけがが治った日
(症状が固定した日)

2. 請求日現在の診断書

障害認定日から1年以上経過してから請求する場合は、
現在の診断書（請求日から3ヶ月以内の状態）も必要

障害年金の請求手続き（まとめ）

障害年金請求用の書類（主な様式）

用途	様式
初診日の受診を証明するもの	受診状況等証明書 受診状況等証明書を添付できない申立書
障害認定日（事後重症）請求時の「障害の状態」を証明するもの	診断書（精神の障害用）様式第120号の4 診断書（肢体の障害用）様式第120号の3
	病歴・就労状況等申立書
	病歴・就労状況等申立書（続）
病歴・就労状況等申立書に添付すべきもの	あれば、障害者手帳など (精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、療育手帳)
年金証書の次回診断書提出年月日の「障害の状態」を証明するもの	障害状態確認届（精神の障害用）（診断書） 障害状態確認届（肢体の障害用）（診断書）



小林 勝哉
社会保険労務士事務所

よくある相談事例

相談事例① 初診から長期間経過しているケース

【事例】

私（Aさん）は、現在60歳で30代から「関節リウマチ」を患っています。「関節リウマチ」の初診日には、国民年金に加入していたので、障害基礎年金を請求しようとしたところ、初診日を証明することができないと言われてしまいました。

医療機関が初診日を証明してくれないと障害年金は認められないのでしょうか？

【回答】

障害年金を請求する病気で初めて受診した医療機関の証明書類が添付できなたったとしても、初診日を確認できる場合があります。例えば、2番目以降に受診した医療機関の証明書類から、最初の受診医療機関および発病、初診日が確認できる場合があります。

詳しくは年金事務所にお問い合わせください。

(Aさんの
受診状況)



相談事例① 初診から長期間経過しているケース

初診日を確認するうえで、次のものを参考資料として取り扱うこととしていますので、写しを「受診状況等証明書が添付できない申立書」に添付してください。

【具体的な参考資料の例】

- ①障害者手帳等
- ②身体障害者手帳等の申請時の診断書
- ③生命保険・損害保険・労災保険の給付申請時の診断書
- ④交通事故証明書
- ⑤労災の事故証明書
- ⑥事業所等の健康診断の記録
- ⑦インフォームド・コンセントによる医療情報サマリー
- ⑧健康保険の給付記録（健康保険組合や健康保険協会等）
- ⑨次の受診医療機関への紹介状
- ⑩第三者証明（三親等以内を除く複数の第三者による証明、受診状況を直接認識など）
- ⑪電子カルテ等の記録（氏名、日付、傷病名、診療科等が確認されたもの）
- ⑫お薬手帳、糖尿病手帳、領収書、診察券（可能な限り診察日や診療科が分かるもの）
- ⑬その他（事故証明が取得できない場合、事故のことが掲載されている新聞記事など）

相談事例② 国民年金の未納があるケース

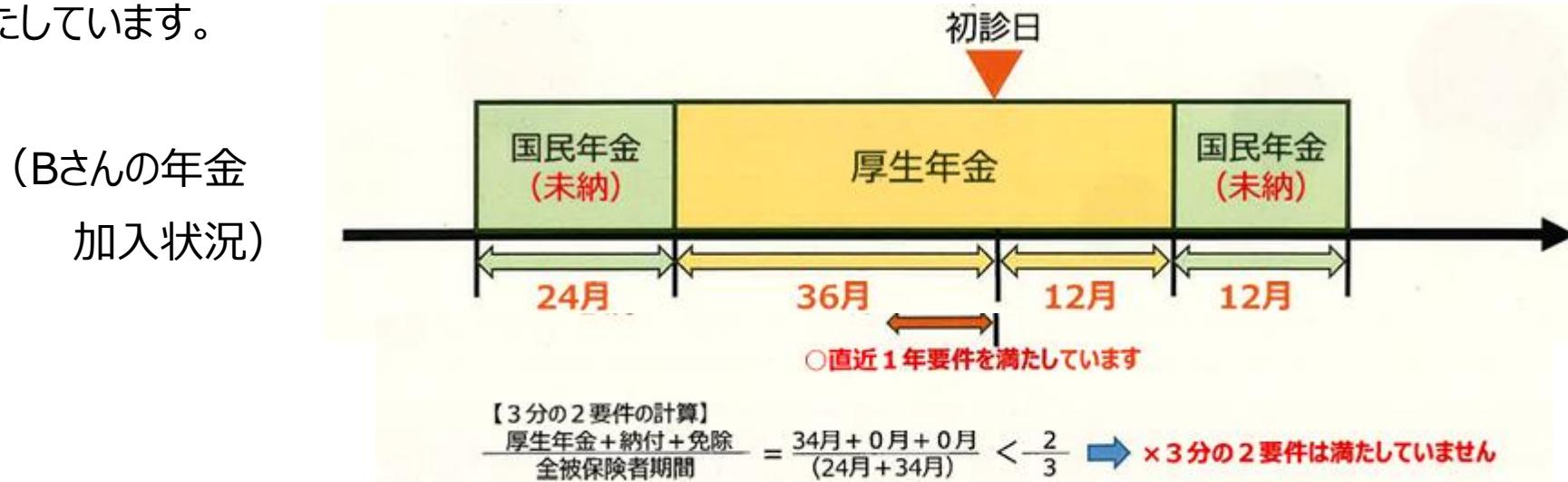
【事例】

私（Bさん）は、仕事（社会保険加入）を始めて3年目にストレスから「気分障害（うつ病）」を発症し、受診しました。その後、1年間は仕事を続けながら療養しましたが、症状がよくならず就労が困難となつたことから会社を退職しました。

私は、退職後および就職するまでの国民年金加入期間中の保険料を支払っていなかったのですが、保険料の納付要件は満たしているでしょうか？

【回答】

Bさんは、納付要件を満たしています。初診日がある月の前々月までの厚生年金保険の被保険者期間が、全ての被保険者期間の3分の2未満であり、3分の2要件は満たしていませんが、初診日がある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納期間がないことから、特例の要件により納付要件を満たしています。



相談事例③ 数年後に病状が悪化したケース

【事例】

私（Cさん）は、仕事（社会保険加入）でストレスから「気分障害（うつ病）」を発症し、受診しました。その後、1年6ヶ月たって仕事を問題なくこなせるくらい回復しましたが投薬治療は受けていません。

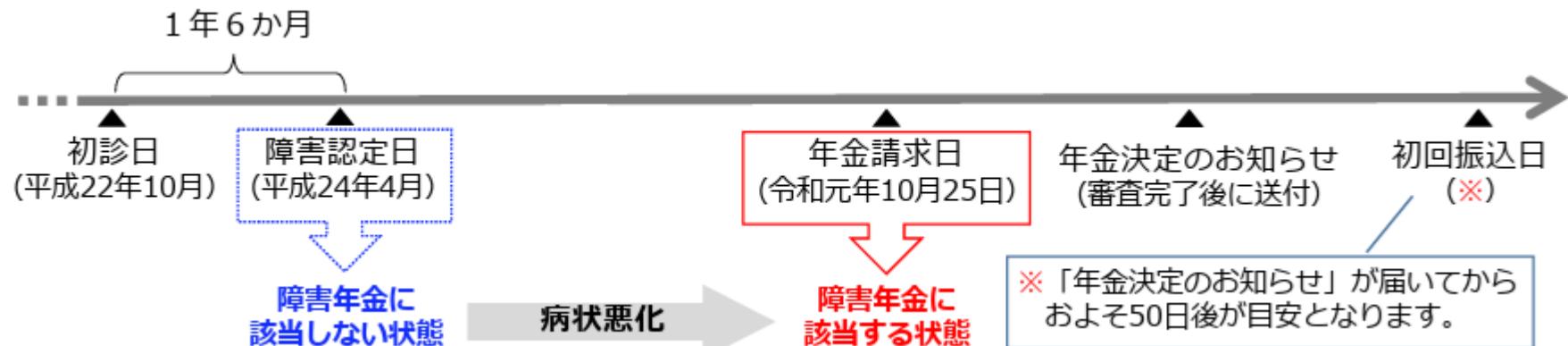
その後、数年を経て新しいプロジェクトに配属になり再び強いストレスから就労が困難となるほど病状が悪化しました。

私は、障害年金を請求できるでしょうか？

【回答】

Cさんは、事後重症による障害年金の請求が可能です。

障害認定日辞典で法令に定める障害の状態に該当しなかった方でも、その後病気が悪化し、法令に定める障害の状態になったときには、請求日の翌月から障害年金を受け取ることができます。



相談事例④ 就労中の精神の診断書を依頼するケース

【事例】

私（Dさん）は、20歳前に発達障害と診断されたことがあります、普通に就職して仕事もできていました。その後、仕事でストレスから「気分障害（うつ病）」を発症し、受診しました。

障害年金請求用の診断をどのように主治医に書いてもらえばよいですか。

【回答】

Dさんは、精神の障害用診断書（様式第120号の4）[※]を主治医に書いてもらいます。

診断書には「現症時の就労状況」などの欄があります。現症時において日常生活がどのような状況であるのか、また、どの程度の労働ができるのか等が記入されているかについても、主治医が記載します。

診断書はカルテに基づいて主治医が記載しますので、医学的な診断の項目に加えて、日常生活や仕事上サポートを受けている内容についてもメモなどでまとめて診察時に主治医にお話しできるようされるとよいでしょう。

なお、障害年金請求書の添付書類（特に「病歴・就労状況等申立書」）の準備には時間がかかりますので、診断書の依頼と並行して、3ヶ月以内に請求できるよう準備を進めましょう。

※高次脳機能障害による失語症もあるときは、「言語機能の障害用」の診断書（様式第120号の2）も必要になります。

相談事例④ 就労中の精神の診断書を依頼するケース

精神の障害用診断書（様式第120号の4）の「現症時の就労状況」などの欄

エ 現症時の就労状況		オ 身体所見(神経学的な所見を含む。) 特記すべきことなし
<input type="radio"/> 勤務先　・一般企業　・就労支援施設　・その他() <input type="radio"/> 雇用体系　・障害者雇用　・一般雇用　・自営　・その他() <input type="radio"/> 勤続年数(年 ヶ月) <input type="radio"/> 仕事の頻度(週に・月に ()日)		カ 臨床検査(心理テスト・認知検査、知能障害の場合は、知能指数、精神年齢を含む。) 特記すべきことなし
<input type="radio"/> ひと月の給与(円程度) <input type="radio"/> 仕事の内容 <input type="radio"/> 仕事場での援助の状況や意思疎通の状況 現在は就労していない。		キ 福祉サービスの利用状況(障害者自立支援法に規定する自立訓練、共同生活援助、共同生活介護、在宅介護、その他障害福祉サービス等) 入院中につき利用なし

㊯	現症時の日常生活活動能力及び労働能力 <i>(必ず記入してください。)</i>	援助しないと偏食に陥ったり、食事を摂らなくなる。服薬にも援助と助言が欠かせず、日常生活全般に援助が必要で単身生活はできない。就労は不可能と判断する。病的体験症状が強く持続しており、現実検討能力の低下が著しい。退院のメドが立たない状態。
---	--	---

相談事例⑤ 障害による収入減少に対応した民間保険は

民間の生命保険でも、病気やケガで働けなくなった場合に備える保険があります。

治療のためには、医療保険などがあります。

障害による収入減少に対応するためには、

「収入サポート保険」などがあります。



(例) 朝日生命相互会社の「収入サポート保険」

・働けない状態を毎年の年金で保障します。

(身体障害者手帳 1～3級の交付、または公的介護保険制度による要介護 1 以上の 認定を受けたときに、あらかじめ定められた年齢まで年金をお支払いします。)

・「メンタル疾患特約」で一時金があります。

(所定のメンタル疾患（「うつ病」「躁うつ病」「統合失調症」等）で60日継続入院したときに、一度だけお支払いします。)



小林勝哉
社会保険労務士事務所

障害年金請求事例

請求事例① 気分障害（うつ病）の方の再就職

【事例①】

[ご相談者様]

30歳、会社退職後に気分障害（うつ病）と診断、障害基礎年金2級、再就職後に無事更新。

[Story1]

会社に勤め始めてしばらくしてから、職場で納得できないことを言われ、気分が優れない状態が続きました。様々な意見の中には納得できないこともあります、時折ぶつかることもあります。

その後、会社を辞めることになり、**メンタルクリニックを受診したところ、気分障害（うつ病）と診断され、薬の服用を始めました。**

[Story2]

新しい会社に就職しましたが、うまくコミュニケーションが取れず退職し、しばらく就職活動を休むことにしました。

その間、**就労移行支援を受けながら職場生活に慣れる練習をし、将来のライフプランを考えるようになりました。**

[Story3]

将来どのような仕事をしていくかはまだ明確ではありませんが、生活基盤として安心して暮らし、再び就職活動に挑戦できるよう、**障害年金の申請をしてみようと決めて、社会保険労務士に相談しました。**



請求事例① 気分障害（うつ病）の方の再就職

【事例①】

[Story4]

社会保険労務士と相談しながら、診断書などの書類を揃えて申請した結果、初診日に会社を辞めていたため障害基礎年金のみとなります。事後重症請求で障害基礎年金2級の認定を無事に受けることができました。

現在では、年金という経済的な支えを得て、安心して障害者雇用枠で新しい会社に就職し、落ち着いて仕事をしています。



[Story5]

先日、3年目の更新手続きがありました。

社会保険労務士と相談して、会社で全面的にサポートを受けていることや、テレワークを中心にしていただき対人関係も悩まなくてよいように上長が調整していただいていることをメモにまとめ主治医に丁寧に伝えました。

主治医に書いていただいた更新手続きの診断書を年金機構に送り、障害基礎年金2級で無事更新されました。





小林勝哉
社会保険労務士事務所

参考情報

参考 障害年金についての支援情報

➤ 一般社団法人年金トータルサポート・コスモ【NTSコスモ】

- <https://www.ntscosmo.com/14316082397177>
- 要予約、1組45分、毎月1回（土曜日）、練馬駅近く

➤ 東京都社労士会「年金相談センター」

- <https://www.tokyosr.jp/consulting/annuity/>
- 要予約、1組50分、毎週金曜日 / 第2・第4土曜日、御茶ノ水駅近く
- または、毎週第3火曜日（祝日はお休み）、立川駅近く

➤ 小林勝哉社会保険労務士事務所 障害年金相談室

- <https://sr-koba.com/disability-pension/>
- 要予約、初回相談無料、隨時受付中、オンラインZoomまたは牛込神楽坂駅近く

参考 傷病手当金を受給しているケース

【事例】

私（Eさん）は、病気やけがのために働くことができず、会社を休んだ日が連続して3日間あったうえで、4日目以降、休んだ日に対して、標準報酬月額の平均額の日額の3分の2の金額を、協会けんぽから傷病手当金として受給しています。

障害厚生年金を受給すると、傷病手当金は減額されてしまいますか。

【回答】

同一の傷病等による厚生年金保険の障害厚生年金（または障害手当金）を受けている場合、傷病手当金は支給されません。

ただし、障害厚生年金の額（同一支給事由の障害基礎年金が支給されるときはその合算額）の360分の1の額が、傷病手当金の日額より少ない場合は、その差額が支給されます。

また、厚生年金保険の障害手当金が支給されるときは、傷病手当金の額の合計額が障害手当金の額に達することとなる日までの間、傷病手当金は支給されません。

参考 傷病手当金を受給しているケース

◇障害年金を受給することになったとき

- 同一(関連)の傷病について、傷病手当金と障害厚生年金(障害手当金)を受給できる

- 傷病手当金の日額が障害年金の日額以下

※ 上のいずれにも該当

- 同一(関連)の傷病について、傷病手当金と障害厚生年金(障害手当金)を受給できる

- 傷病手当金の日額が障害年金の日額より多い

※ 上のいずれにも該当

- 異なる傷病について、傷病手当金と障害厚生年金(障害手当金)を受給できる

- 障害基礎年金(単独)を受給できる

【傷病手当金の調整方法】

傷病手当金は
支給されません

傷病手当金は
差額が支給されます

傷病手当金は
全額支給されます

① それぞれの支給日額を調べます。

- 傷病手当金の支給日額 = 支給額 ÷ 支給日数
- 年金の支給日額 = 年金額 ÷ 360(日)

② 支給日額を比較します。

- \leq (B) → 傷病手当金は**支給されない**
- $>$ (B) → 傷病手当金は(A) - (B)の額が支給される

(例) 傷病手当金日額6,000円、障害厚生年金の年額180万円の場合

傷病手当金 日額6,000円	差額1,000円	傷病手当金は差額が支給されます
	障害厚生年金日額5,000円 (180万 ÷ 360)	

▲ 障害厚生年金受給開始

(出典)協会けんぽ 傷病手当金の返納が必要かも?

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/~media/Files/kochi/201702280964/R6shotehenno.pdf>

参考 障害（補償）等年金を受給しているケース

【事例】

私（Fさん）は、労災が適用される事故で治療してきましたが、傷病が療養開始後1年6か月経過しても治らず、その傷病による障害の程度が障害等級第1級から第7級に該当して、その状態が継続しているため、障害補償年金（労災年金）が支給されています。

障害年金を受給すると、障害補償年金（労災年金）は減額されてしまいますか。

【回答】

同一の事由により障害厚生年金と障害補償年金（労災年金）を受け取る場合、労災年金の額は調整率に応じて減額され支給されます。なお、障害厚生年金はそのまま全額支給されます。

ただし、この減額に当たっては、調整された労災年金の額と厚生年金の額の合計が、調整前の労災年金の額より低くならないように考慮されています。

<休業（補償）等給付と厚生年金等との調整について>

同様に、労災によるケガや病気の療養のために休業した場合に休業（補償）等給付として平均賃金の6割（および休業特別支給金として平均賃金の2割）が支給されていて、同一の事由により障害厚生年金または障害基礎年金が支給される場合、休業（補償）等給付の額が調整率に応じて減額されて支給されます。なお、障害厚生年金または障害基礎年金は全額支給されます。



障害年金で 得られる安心感

ご清聴
ありがとうございました

新宿から全国各地をオンラインでご支援させていただいて
おります。

障害年金のことなら何でもお気軽にお問合せ下さい。

小林勝哉社会保険労務士事務所 代表 小林 勝哉

特定社会保険労務士

両立支援コーディネーター

☎ 080-1697-8329

<https://sr-koba.com/disability-pension/>